

水と大地の碧を育み、自然との共生を図ります。

# 生活排水対策推進計画 (案)

令和9年3月

碧南市

# 目次

|       |                          |    |
|-------|--------------------------|----|
| 第1章   | 計画改定の背景                  | 1  |
| 第2章   | 地域の概要                    | 2  |
| 1.    | 地理的・地形的特性                | 2  |
| 2.    | 河川等の現況                   | 3  |
| 3.    | 気候・気象等                   | 4  |
| 4.    | 人口                       | 5  |
| 5.    | 産業                       | 6  |
| 6.    | 土地利用                     | 7  |
| 第3章   | 水質の現状及び動向                | 8  |
| 1.    | 環境基準の適合状況                | 8  |
| 2.    | 市内の河川等の水質状況              | 10 |
| 3.    | 油ヶ淵の水質動向                 | 11 |
| 4.    | 水質汚濁の要因                  | 11 |
| 第4章   | 計画の目標等                   | 12 |
| 1.    | 計画の理念                    | 12 |
| 2.    | 計画の目標年度                  | 12 |
| 3.    | 計画の目標                    | 13 |
| 4.    | 施策の体系                    | 13 |
| 基本方針1 | きれいな水を子どもたちに残そう          | 14 |
| 基本方針2 | ふれあいと親しみのある魅力あふれる水辺をつくろう | 14 |
| 基本方針3 | 水を育む活動をみんなで広げよう          | 14 |
| 基本方針4 | 流域全体でつながりあって取り組もう        | 14 |
| 第5章   | きれいな水を子どもたちに残そう          | 15 |
| 1.    | 生活排水フローの現状               | 15 |
| 2.    | 生活排水処理施設の整備状況            | 16 |
| 3.    | 生活排水処理施設の今後の整備計画         | 17 |
| 第6章   | ふれあいと親しみのある魅力あふれる水辺をつくろう | 19 |
| 1.    | 水辺空間等の整備に関する基本方針         | 19 |
| 2.    | うるおいのある水辺空間の整備の現状と推進     | 20 |
| 第7章   | 水を育む活動をみんなで広げよう          | 21 |
| 1.    | 生活排水対策に係る啓発活動等に関する基本方針   | 21 |
| 2.    | 生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供 | 21 |
| 3.    | 生活排水対策の普及と活動への支援         | 23 |
| 第8章   | 流域全体でつながりあって取り組もう        | 24 |
| 1.    | 流域全体の生活排水対策の推進に関する基本方針   | 24 |
| 2.    | 関係機関、流域住民との連携            | 24 |

|        |                                                 |    |
|--------|-------------------------------------------------|----|
| 第 9 章  | 用語説明 .....                                      | 25 |
| 第 10 章 | 関連計画等.....                                      | 27 |
| 1.     | 第 6 次碧南市総合計画 .....                              | 27 |
| 2.     | 第 3 次碧南市環境基本計画 .....                            | 28 |
| 3.     | 碧南市都市計画マスタープラン .....                            | 29 |
| 4.     | 高浜川水系油ヶ淵水質浄化促進行動計画 2021-2030（油ヶ淵ルネッサンス計画） ..... | 30 |
| 5.     | 碧南市污水適正処理構想（令和 4 年 2 月：碧南市） .....               | 31 |
| 6.     | 全県域污水適正処理構想（令和 5 年 3 月：愛知県） .....               | 32 |
| 7.     | 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年：愛知県） .....            | 33 |
| 8.     | 油ヶ淵水質浄化促進協議会設置要綱 .....                          | 35 |

---

## 第1章 計画改定の背景

本市は、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵流域に位置しますが、生活排水の流入による水質悪化が顕著であり、平成3年3月に安城市、西尾市及び高浜市とともに水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」として県知事より指定されました。

生活排水対策重点地域の指定を受けて、平成4年3月に「生活排水対策推進計画」を策定し、見直し改定を平成8年度、平成17年度、平成28年度に、計画延長を平成26年度に行いつつ、油ヶ淵を中心とした水辺環境の改善を推進していくため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を進めてきました。加えて市民に対して啓発を行い、市民協力のもと、生活排水対策を推進することにより、市内各河川や油ヶ淵において水質環境基準を達成するための対策を積極的に進めてきたところです。各種生活排水対策の実施により、若干の水質改善はみられるものの、依然として、油ヶ淵の水質は環境基準を上回っています。

このたびは、計画の目標年度を迎えることから、社会情勢や油ヶ淵の水質状況を踏まえ、上位計画との整合性を図りつつ、見直し改定(計画目標を令和18年度)を行います。

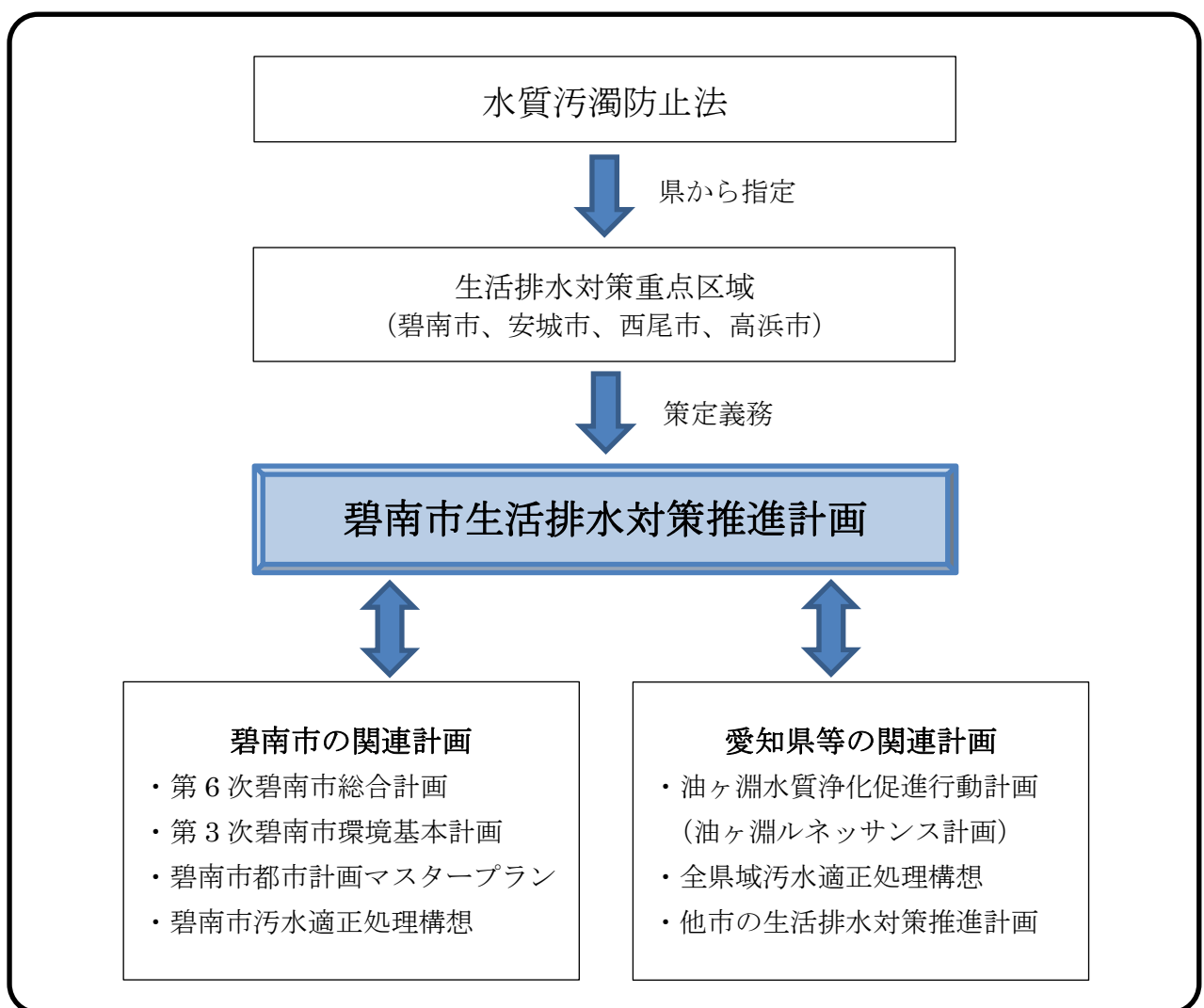
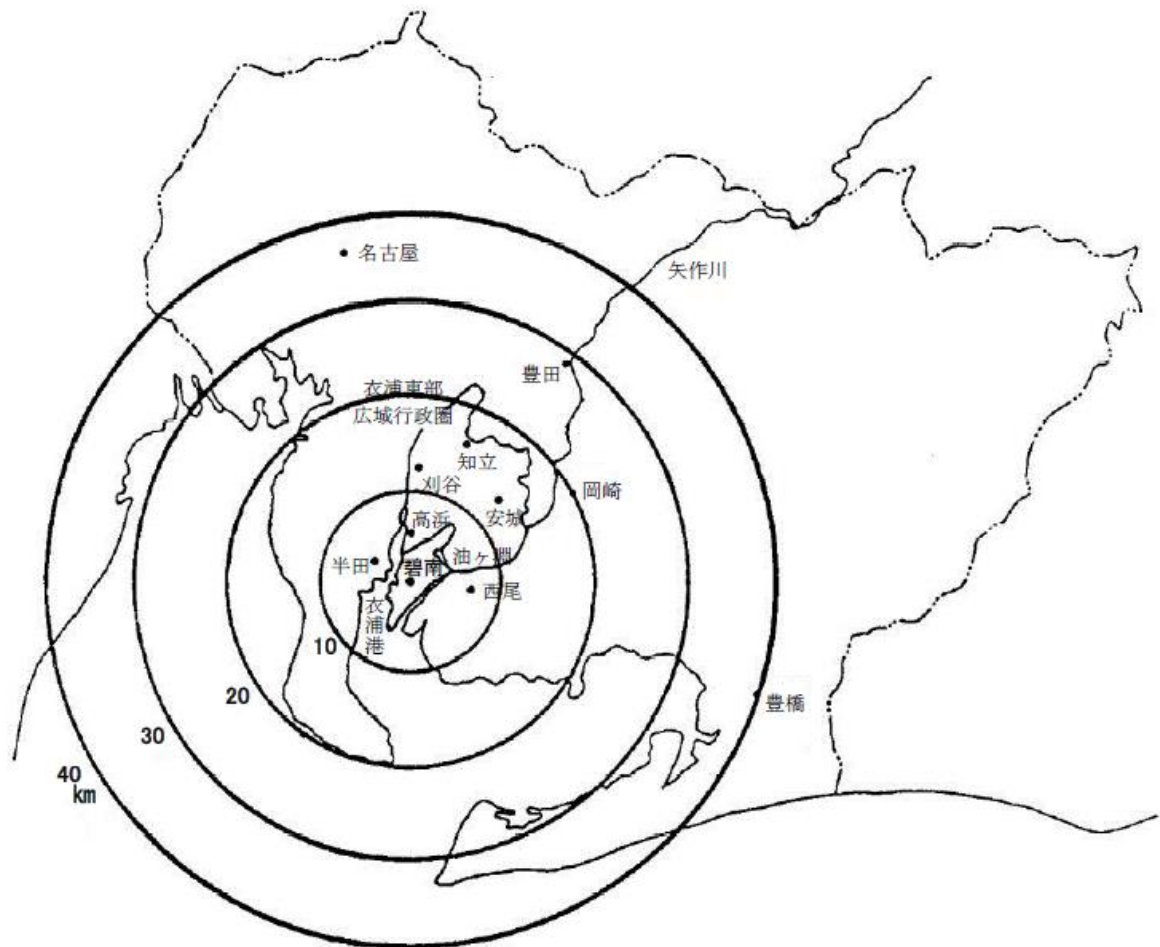


図1-1 碧南市生活排水対策推進計画と関連計画等

## 第2章 地域の概要

### 1. 地理的・地形的特性

本市は、愛知県のほぼ中央にあり、中部圏の中核都市である名古屋市から40km圏内に位置します。東西8km、南北に12kmと南北に長く、総面積は36.12km<sup>2</sup>です。地形的には碧海台地と矢作川沖積地からなる平坦地で、北は油ヶ淵、東は矢作川、西・南は衣浦港と周囲を水で囲まれています。



#### ■ 碧南市

南北 12km 東西 8km 総面積 36.12km<sup>2</sup>

北緯 34° 53′ 05″ 東経 136° 59′ 37″

(令和6年1月1日現在)

図 2-1 碧南市の面積と位置

## 2. 河川等の現況

本市は、北は油ヶ淵、東は1級河川矢作川、西・南は衣浦港と周辺を水で囲まれています。本市の1級河川は、矢作川と鹿乗川の2つがあり、どちらも矢作川水系に属しています。その他に2級河川が6つ、準用河川が4つあります。

また、愛知県唯一の天然湖沼である油ヶ淵があり、本市と安城市の境、高浜川河口から2km上流の低平地に位置しています。湖面積0.64km<sup>2</sup>、周囲6.3km、平均水深3mであり、海水と淡水の混じり合った天然汽水湖です。

油ヶ淵への流入河川には長田川、半場川があり、高浜川、新川を通じて衣浦湾奥部へ流出しています。

この他にも、蜷川、堀川が本市を流下し、衣浦湾に注いでいます。

表 2-1 市内の主な河川

| 河川名称 | 河川の等級 |
|------|-------|
| 矢作川  | 1級河川  |
| 鹿乗川  | 〃     |
| 長田川  | 2級河川  |
| 稗田川  | 〃     |
| 高浜川  | 〃     |
| 新川   | 〃     |
| 半場川  | 〃     |
| 蜷川   | 〃     |
| 堀川   | 準用河川  |

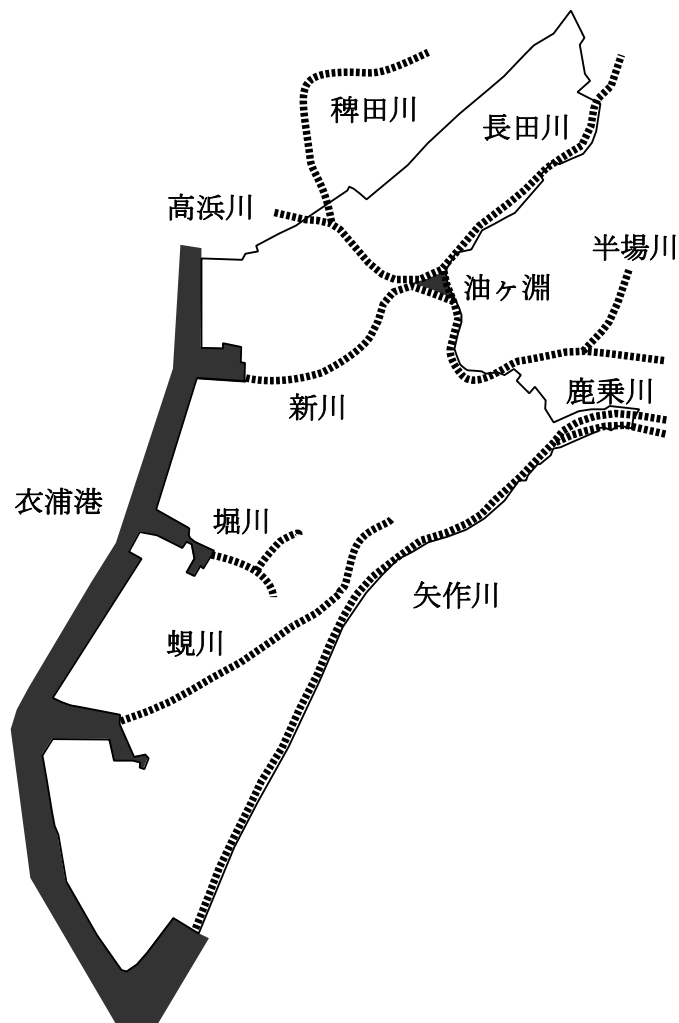


図 2-2 主な河川の位置

### 3. 気候・気象等

本市の気候は、梅雨や秋雨、台風の影響により夏から秋にかけて雨が多く、冬は雨が少ないのが特徴です。

令和6年の年平均気温は約18.1℃、年間降雨量は1,566mmとなっています。また令和2年～6年の月別降雨量平均値をみると、6月、7月、9月の降雨量が多くなっています。

気温については、令和2年～6年の年間平均値が17.6℃で、月平均気温の最高は8月の29.38℃、最低は1月の6.4℃であり、比較的温暖で過ごしやすい気候といえます。

表 2-2 気象の概況

| 区 分      | 令和2年    | 令和3年    | 令和4年    | 令和5年    | 令和6年    | 平均      |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 平均気温 (℃) | 17.6    | 17.5    | 17.2    | 17.7    | 18.1    | 17.6    |
| 降雨量 (mm) | 1,366.5 | 1,520.0 | 1,280.0 | 1,370.5 | 1,566.0 | 1,420.6 |

資料：碧南の統計

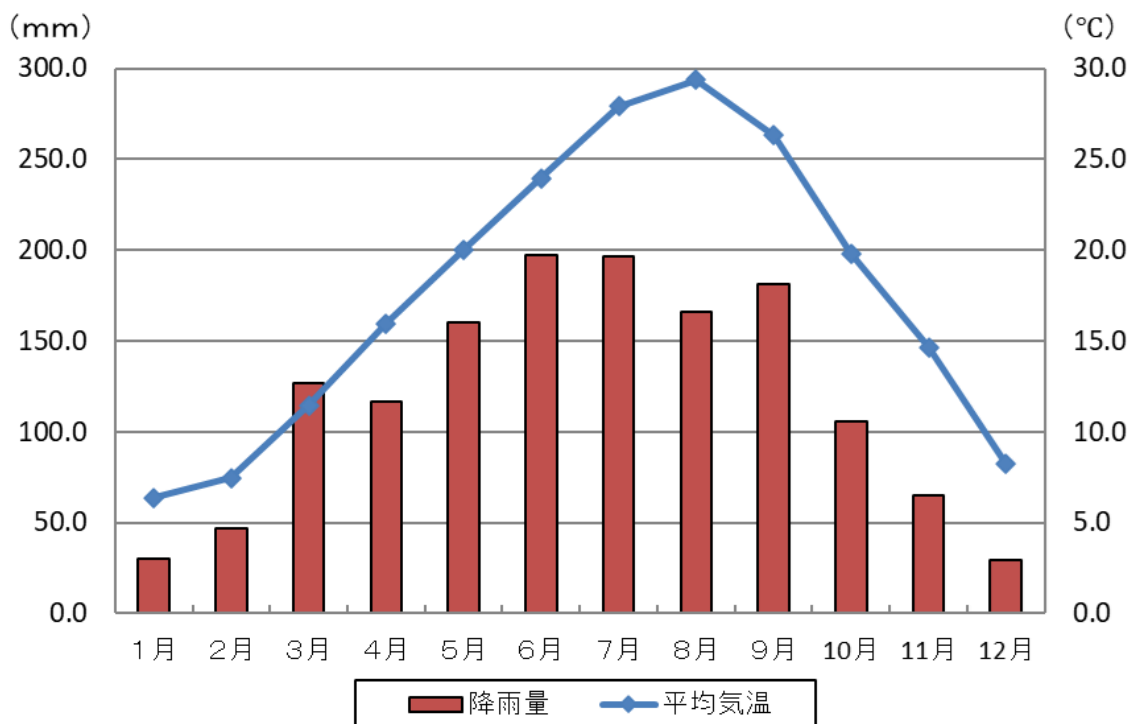


図 2-3 月別降雨量と平均気温（令和2年～6年平均値）

資料：碧南の統計

## 4. 人口

本市の令和7年3月31日時点人口は72,111人で、近年は若干減少傾向にあります。世帯数は上昇傾向を示し、平均世帯人員は減少傾向を示しており、核家族化が進んでいることがみてとれます。

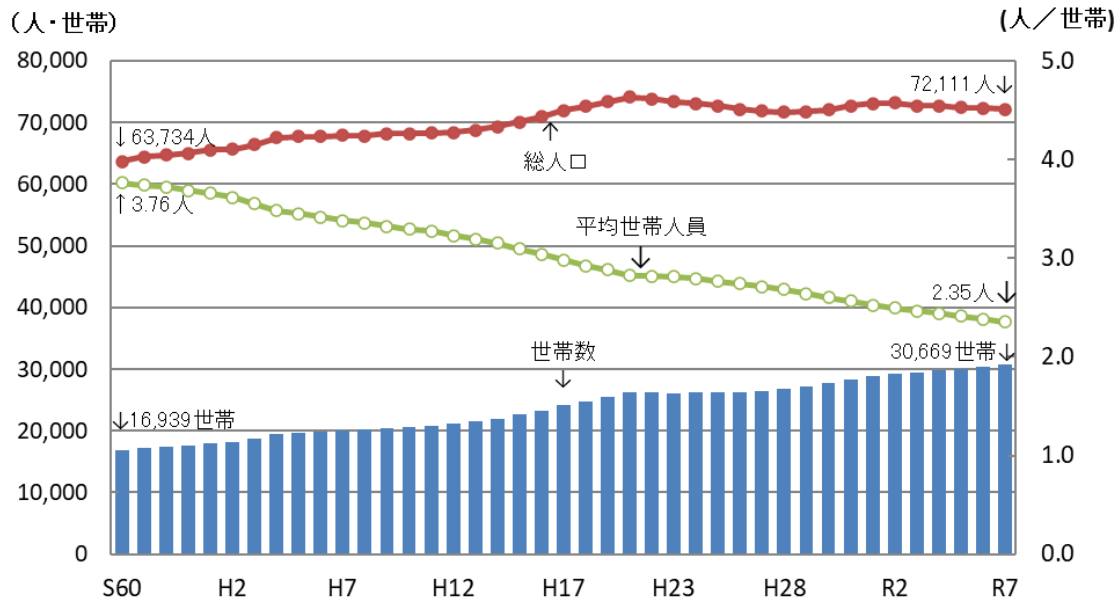


図2-4 人口及び世帯数の推移

資料：碧南の統計

国勢調査の結果を基に示される人口集中地区（D I D）をみると、令和2年では、人口は65,484人、面積は18.18km<sup>2</sup>となっています。平成27年と比較すると、人口・面積ともに増加しています。また人口について、人口集中地区が総数に占める割合をみると、平成27年は89.4%であったのに対して、令和2年では90.4%と増加しており、人口集中地区に、より人が集まっていることがうかがえます。

表2-3 人口集中地区（D I D）別人口

| 区 分 | 人口（人）  |        |            |     | 面積（km <sup>2</sup> ） |       |
|-----|--------|--------|------------|-----|----------------------|-------|
|     | 平成27年  | 令和2年   | 平成27年～令和2年 |     | 平成27年                | 令和2年  |
|     |        |        | 増加数        | 増加率 |                      |       |
| 総 数 | 63,766 | 65,484 | 1,718      | 2.7 | 17.78                | 18.18 |

資料：国勢調査

| 区 分 | 人口密度<br>(人/km <sup>2</sup> ) |         | 人口集中地区が総数に占める割合（％） |      |                      |      |
|-----|------------------------------|---------|--------------------|------|----------------------|------|
|     | 平成27年                        | 令和2年    | 人口（人）              |      | 面積（km <sup>2</sup> ） |      |
|     |                              |         | 平成27年              | 令和2年 | 平成27年                | 令和2年 |
| 総 数 | 3,586.4                      | 3,602.0 | 89.4               | 90.4 | 49.6                 | 50.7 |

※各年 10月1日現在 資料：碧南の統計

## 5. 産業

産業別事業所数・従業者数をみると、表 2-4 に示すとおり、事業所数は減少しているものの、従業者数は増加しています。また、教育、学習支援業及び医療、福祉が増加しており、製造業、卸売業、小売業及び宿泊業、飲食サービス業が減少しています。

表 2-4 産業別事業所数・従業者数

| 区 分               | 平成 28 年 |        | 令和 3 年 |        |
|-------------------|---------|--------|--------|--------|
|                   | 事業所数    | 従業者数   | 事業所数   | 従業者数   |
| 農林漁業              | 8       | 69     | 12     | 146    |
| 鉱業                | 2       | 11     | 2      | 10     |
| 建設業               | 326     | 1,952  | 301    | 1,808  |
| 製造業               | 624     | 16,460 | 567    | 16,413 |
| 電気ガス熱供給水道業        | 9       | 559    | 12     | 310    |
| 情報通信業             | 5       | 16     | 11     | 32     |
| 運輸業、郵便業           | 74      | 1,675  | 79     | 1,597  |
| 卸売業、小売業           | 740     | 5,009  | 659    | 4,811  |
| 金融業、保険業           | 52      | 554    | 41     | 448    |
| 不動産、物品賃貸業         | 132     | 316    | 143    | 359    |
| 学術研究、専門・技術サービス業   | 99      | 548    | 102    | 684    |
| 宿泊業、飲食サービス業       | 291     | 2,250  | 239    | 2,003  |
| 生活関連サービス業、娯楽業     | 218     | 885    | 208    | 698    |
| 教育、学習支援業          | 101     | 440    | 126    | 1,336  |
| 医療、福祉             | 222     | 2,935  | 243    | 3,913  |
| 複合サービス事業          | 14      | 262    | 15     | 236    |
| サービス業＜他に分類されないもの＞ | 182     | 1,988  | 182    | 2,741  |
| 公務                | －       | －      | 10     | 649    |
| 事業内容等不詳           | 39      | －      | －      | －      |
| 総数                | 3,138   | 35,929 | 2,952  | 38,194 |

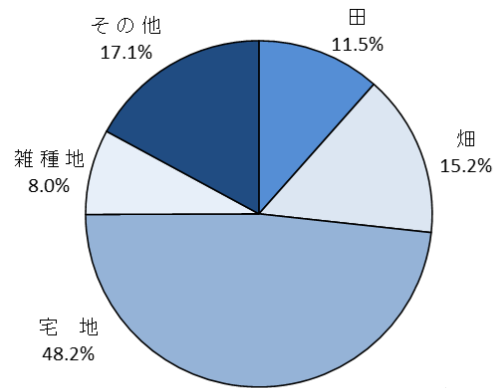
資料：碧南の統計

## 6. 土地利用

### (1) 土地利用

本市は、周囲を水に囲まれ、古くから矢作川沿いの新田開発をはじめとして、碧南干拓、衣浦臨海部の造成など、埋立による開発が進められ、市域面積の約4割が埋立によるものとなっています。

本市の土地利用についてみると、令和7年では、宅地の占める割合が、48.2%と最も多く、次いでその他17.1%、畑15.2%となっています。



資料：碧南の統計

図2-5 土地利用の形態別構成(令和7年1月1日現在)

### (2) 用途地域

本市では、昭和45年に、無秩序な開発を防ぎ計画的に市街化を図る市街化区域と、農業の振興や自然景観を保全する区域として市街化調整区域を設定し、その後、おおむね5年ごとに見直しを実施しています。

令和7年現在、市街化区域を2,143ha（59.3%）、市街化調整区域を1,469ha（40.7%）としています。

表2-5 用途地域別面積

(令和7年3月25日告示)

| 区 分          | 面積 (ha) | 構成比    |
|--------------|---------|--------|
| 市街化区域        | 2,143   | 59.3%  |
| 住宅系          | 912     | 25.2%  |
| 第1種低層住居専用地域  | 75      | 2.1%   |
| 第2種低層住居専用地域  | 0       | 0.0%   |
| 第1種中高層住居専用地域 | 266     | 7.4%   |
| 第2種中高層住居専用地域 | 25      | 0.7%   |
| 第1種住居地域      | 494     | 13.7%  |
| 第2種住居地域      | 19      | 0.5%   |
| 準住居地域        | 33      | 0.9%   |
| 商業系          | 129     | 3.6%   |
| 近隣商業地域       | 111     | 3.1%   |
| 商業地域         | 18      | 0.5%   |
| 工業系          | 1,102   | 30.5%  |
| 準工業地域        | 390     | 10.8%  |
| 工業地域         | 25      | 0.7%   |
| 工業専用地域       | 687     | 19.0%  |
| 市街化調整区域      | 1,469   | 40.7%  |
| 都市計画区域       | 3,612   | 100.0% |

資料：碧南の統計

## 第3章 水質の現状及び動向

### 1. 環境基準の適合状況

水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」の2種類があり、このうち生活環境項目には、「BOD等」「全窒素・全磷」「水生生物保全環境項目」の3種類があります。「BOD等」の項目は、水域の利用目的によって、河川ではAAからEまでの6段階（湖沼ではAAからCまでの4段階、海域ではAからCまでの3段階）の類型に区分されており、本市では、矢作川下流、長田川、高浜川、新川、鹿乗川（以上河川）油ヶ淵（湖沼）、衣浦港（海域）について類型の指定がされています。

令和6年度における環境基準値・目標値適合状況を表3-4に示します。河川及び海域については環境基準を達成していますが、油ヶ淵では、CODについて環境基準を達成していない状況です。

表 3-1 河川の該当類型と生活環境項目環境基準値・目標値

| 水域    | 該当類型  | 基準値（目標値）         |                 |          |           |                 |
|-------|-------|------------------|-----------------|----------|-----------|-----------------|
|       |       | 水素イオン濃度（pH）      | 生物化学的酸素要求量（BOD） | 浮遊物質（SS） | 溶存酸素量（DO） | 大腸菌数            |
| 矢作川下流 | A類型河川 | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 2mg/L以下         | 25mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 300CFU/100ml以下  |
| 長田川   | B類型河川 | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 3mg/L以下         | 25mg/L以下 | 5mg/L以上   | 1000CFU/100ml以下 |
| 高浜川   | C類型河川 | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 5mg/L以下         | 50mg/L以下 | 5mg/L以上   | —               |
| 新川    |       |                  |                 |          |           |                 |
| 鹿乗川   |       |                  |                 |          |           |                 |
| 堀川    | 目標値   | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 5mg/L以下         | 50mg/L以下 | 5mg/L以上   | —               |

表 3-2 湖沼の該当類型と生活環境項目環境基準

| 水域  | 該当類型  | 基準値              |               |          |           |      |
|-----|-------|------------------|---------------|----------|-----------|------|
|     |       | 水素イオン濃度（pH）      | 化学的酸素要求量（COD） | 浮遊物質（SS） | 溶存酸素量（DO） | 大腸菌数 |
| 油ヶ淵 | B類型湖沼 | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 5mg/L以下       | 15mg/L以下 | 5mg/L以上   | —    |

表 3-3 海域の該当類型と生活環境項目環境基準

| 水域  | 該当類型  | 基準値              |               |          |           |      |
|-----|-------|------------------|---------------|----------|-----------|------|
|     |       | 水素イオン濃度（pH）      | 化学的酸素要求量（COD） | 浮遊物質（SS） | 溶存酸素量（DO） | 大腸菌数 |
| 衣浦港 | C類型海域 | 7.0 以上<br>8.3 以下 | 8mg/L以下       | —        | 2mg/L以上   | —    |

表 3-4 令和 6 年度 基準値・目標値適合状況

| 河川名等      | 調査地点                   | pH  | BOD<br>(mg/L) | COD<br>(mg/L) | SS<br>(mg/L) | D0<br>(mg/L) | 大腸菌数<br>(CFU/100ml) |
|-----------|------------------------|-----|---------------|---------------|--------------|--------------|---------------------|
| 矢作川       | 上塚橋                    | 7.6 | 1.8           | 2.9           | 6            | 10.1         | 100                 |
| 長田川       | 潭水橋                    | 7.3 | 2.9           | 5.0           | 7            | 8.2          | 300                 |
| 高浜川       | 一文字橋                   | 8.3 | 3.2           | 6.1           | 12           | 9.5          | 46                  |
| 新川        | 新川橋                    | 7.6 | 2.6           | 6.0           | 6            | 7.0          | 176                 |
| 鹿乗川       | 碧南用水<br>頭首工            | 7.3 | 2.2           | 5.2           | 6            | 8.7          | 177                 |
| 堀川        | 源氏水門                   | 7.7 | 3.5           | 7.0           | 7            | 7.0          | 100                 |
| 油ヶ淵       | 見合橋                    | 8.1 | 4.5           | 8.0           | 18           | 10.3         | 39                  |
| 衣浦港<br>南部 | 中央埠頭                   | 8.1 | —             | 3.9           | 8            | 9.0          | 40                  |
|           | 出光興産㈱<br>碧南LPG<br>基地埠頭 | 8.2 | —             | 3.3           | 7            | 9.0          | 46                  |

※BOD、COD については 75%水質値、その他は平均値

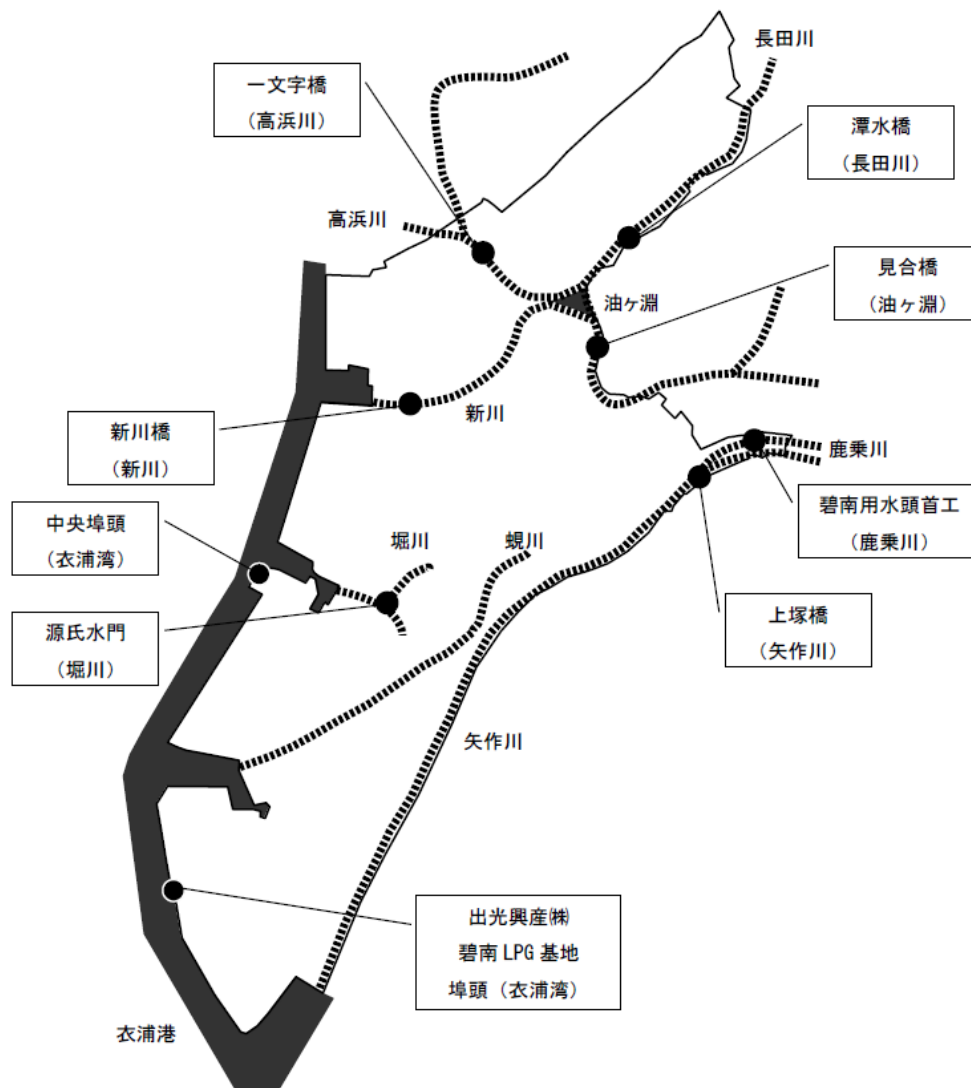


図 3-1 水質調査の地点

## 2. 市内の河川等の水質状況

本市が市内の河川等で行っている水質調査の各調査地点における水質の経年変化を以下に示します。BOD及びCOD、全窒素は、過去において源氏水門（堀川）が高い値でしたが20年以上前までに大幅に減少しており、その後変動はあるものの減少傾向となっています。また、その他の地点においても、微減しているか、ほぼ横ばいとなっています。

全リンについては潭水橋（長田川）の値が他地点の値より高い値で推移しています。

近年においては、表3-5に示すとおりBOD、COD、全窒素、全リンいずれも、ほぼ横ばいに推移しています。

表 3-5 各調査地点の平均値の経年変化（令和2年度～6年度）

（単位：mg/L）

| 河川名等  | 調査地点               | 項目  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|--------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 矢作川   | 上塚橋                | BOD | 0.9   | 1.7   | 1.7   | 1.9   | 1.5   |
|       |                    | COD | 3.1   | 2.9   | 2.4   | 2.4   | 2.5   |
|       |                    | 全窒素 | 0.5   | 0.7   | 0.7   | 0.6   | 0.6   |
|       |                    | 全リン | 0.03  | 0.04  | 0.04  | 0.03  | 0.03  |
| 長田川   | 潭水橋                | BOD | 2.1   | 2.9   | 2.8   | 2.3   | 2.2   |
|       |                    | COD | 5.1   | 5.2   | 5     | 4.9   | 4.7   |
|       |                    | 全窒素 | 3     | 3.3   | 3.4   | 3.1   | 2.7   |
|       |                    | 全リン | 0.45  | 0.68  | 0.53  | 0.77  | 0.33  |
| 高浜川   | 一文字橋               | BOD | 2.9   | 3.3   | 3.8   | 3.5   | 3     |
|       |                    | COD | 6.1   | 5.2   | 6     | 5.8   | 6.2   |
|       |                    | 全窒素 | 2     | 2.3   | 2.1   | 2.1   | 2     |
|       |                    | 全リン | 0.16  | 0.25  | 0.2   | 0.27  | 0.24  |
| 新川    | 新川橋                | BOD | 1.8   | 2.7   | 2.6   | 2.7   | 2.4   |
|       |                    | COD | 4.9   | 4.6   | 5.6   | 5     | 5.2   |
|       |                    | 全窒素 | 1.9   | 2     | 2.1   | 2     | 3.3   |
|       |                    | 全リン | 0.13  | 0.23  | 0.23  | 0.22  | 0.19  |
| 鹿乗川   | 碧南用水頭首工            | BOD | 1.7   | 2.3   | 2.1   | 1.9   | 2     |
|       |                    | COD | 4.6   | 4.5   | 4.5   | 4.3   | 4.3   |
|       |                    | 全窒素 | 1.4   | 2     | 2.3   | 1.7   | 1.7   |
|       |                    | 全リン | 0.12  | 0.18  | 0.25  | 0.17  | 0.18  |
| 堀川    | 源氏水門               | BOD | 1.9   | 2.5   | 3.2   | 2.6   | 2.8   |
|       |                    | COD | 7.1   | 7.1   | 5.7   | 5.5   | 6.2   |
|       |                    | 全窒素 | 6.9   | 7.3   | 4.4   | 6.1   | 6.5   |
|       |                    | 全リン | 0.25  | 0.3   | 0.24  | 0.26  | 0.32  |
| 油ヶ淵   | 見合橋                | BOD | 3.3   | 3.6   | 4     | 3.3   | 3.8   |
|       |                    | COD | 6.3   | 5.5   | 5.8   | 5.5   | 6.7   |
|       |                    | 全窒素 | 2     | 2.5   | 2.4   | 2.1   | 2.1   |
|       |                    | 全リン | 0.14  | 0.22  | 0.2   | 0.2   | 0.23  |
| 衣浦港南部 | 中央埠頭               | BOD | —     | —     | —     | —     | —     |
|       |                    | COD | 4.2   | 3.5   | 4.7   | 3.4   | 3.2   |
|       |                    | 全窒素 | 0.8   | 0.7   | 0.7   | 0.7   | 0.7   |
|       |                    | 全リン | 0.08  | 0.1   | 0.1   | 0.09  | 0.1   |
|       | 出光興産(株) 碧南LPG 基地埠頭 | BOD | —     | —     | —     | —     | —     |
|       |                    | COD | 3.8   | 3.4   | 3.4   | 3.2   | 3.1   |
|       |                    | 全窒素 | 0.8   | 0.4   | 0.5   | 0.4   | 0.4   |
|       |                    | 全リン | 0.07  | 0.07  | 0.09  | 0.07  | 0.08  |

### 3. 油ヶ淵の水質動向

油ヶ淵は矢作川河口の氾濫原を流れる二級河川・高浜川と、支川の長田川や半場川の接続点にある愛知県唯一の天然湖沼です。

油ヶ淵の水質汚濁に係る環境基準はCODが5 mg/L以下に指定されていますが、令和6(2024)年度公共用水域水質測定結果をみると、油ヶ淵のCOD75%値は8.2 mg/Lとなっており、環境基準を達成するには至っていません。また最も水質が悪化した時期より改善はしていますが、令和6(2024)年度のCOD年間平均値は6.9mg/Lであり、全国の湖沼の中ではワースト順位で20位となっています。このようなことから油ヶ淵水域の生活排水対策を迅速に進める必要があります。

表 3-6 油ヶ淵の水質の推移

(単位：mg/L)

| 年 度      | 平成<br>3 | 4   | 5   | 6  | 7  | 8  | 9   | 10  | 11  | 12  | 13  | 14  | 15  | 16  | 17  | 18  | 19  |
|----------|---------|-----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| COD75%値  | 9.9     | 10  | 9.8 | 10 | 11 | 12 | 10  | 9.4 | 10  | 9.3 | 9.9 | 9.5 | 11  | 9.7 | 10  | 9.8 | 9.0 |
| COD平均値   | 8.3     | 8.6 | 9.2 | 10 | 11 | 11 | 9.6 | 8.7 | 9.5 | 8.9 | 8.8 | 8.4 | 9.1 | 8.3 | 8.6 | 8.1 | 7.5 |
| 全国ワースト順位 | 7       | 6   | 4   | 4  | 4  | 3  | 5   | 5   | 5   | 8   | 5   | 8   | 3   | 6   | 4   | 8   | 11  |

| 年 度      | 20  | 21  | 22  | 23  | 24  | 25  | 26  | 27  | 28  | 29  | 30  | 令和<br>元 | 2   | 3   | 4   | 5   | 6   |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| COD75%値  | 7.6 | 6.7 | 7.0 | 7.6 | 7.5 | 7.7 | 7.5 | 7.2 | 7.4 | 7.4 | 6.9 | 8.1     | 7.9 | 6.6 | 7.3 | 7.0 | 8.2 |
| COD平均値   | 6.7 | 5.9 | 6.6 | 6.8 | 6.8 | 6.9 | 6.9 | 6.5 | 6.9 | 6.7 | 6.5 | 6.6     | 6.9 | 6.4 | 6.7 | 6.4 | 6.9 |
| 全国ワースト順位 | 16  | 21  | 15  | 14  | 14  | 9   | 15  | 16  | 11  | 15  | 17  | 16      | 15  | 21  | 15  | 21  | 20  |

出典：油ヶ淵電子図書館HP

### 4. 水質汚濁の要因

油ヶ淵の水質汚濁の原因として、①流入する河川の水質汚濁負荷量が多いこと、②閉鎖性水域における内部生産（湖沼内部で植物プランクトン等により有機物等が生産される）が行われること、が挙げられます。

#### (1) 流入河川の水質汚濁負荷

油ヶ淵に流入する河川から、汚濁物質が流れ込んできます。その汚濁物質は上流に位置する家庭及び工場等の点源から排出されるもの（非降雨時負荷）と、雨水とともに道路及び農地等の面源から流れ込むもの（降雨時負荷）に分けられます。

また非降雨時負荷については、発生源別に分けられ、汚濁負荷の発生源としては、生活系、産業系及びその他（田畑含む。）に大別できます。

#### (2) 閉鎖性水域における内部生産

内部生産とは、湖沼、内湾など閉鎖性水域で植物プランクトンの増殖や光合成により有機物が生産されることです。植物プランクトンの増殖には窒素やリンが不可欠であり、これら栄養塩類の水域への流入量を削減することにより、内部生産を抑制できるといわれています。

## 第4章 計画の目標等

### 1. 計画の理念

近年、人々は「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を求めるようになってきました。豊かでうるおいある生活や環境の実現のために、望ましい水環境の保全・回復に対する市民の関心は年々高まっています。

本市では平成15年度に環境基本計画、平成25年度に第2次環境基本計画、令和2年度に第3次環境基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する施策を市民・事業者・行政の協働で積極的に推進しています。本計画は、上位計画である第3次環境基本計画で示す目指すべき将来の環境像を見据え、計画の理念、目標及び水環境に係る施策と整合した計画とします。

第3次環境基本計画では、計画の理念として6項目（P28参照）を掲げており、本計画でもそれらが基本要素となります。本計画においては、その中でも水環境について象徴的な理念である「水と大地の碧を育み、自然との共生を図ります。」を計画の理念とします。

また、今後、本市各河川や油ヶ淵の水質を浄化していくためには、市民、事業者、行政が、それぞれの責務を理解し、協力して、生活排水対策についての共通の目標を持って取り組んでいくことが重要です。

以上のことを踏まえ、広域的な連携のもと、生活排水対策の更なる推進を図っていきます。

#### ◆ 計画の理念 ◆

水と大地の碧<sup>みどり</sup>を育み、自然との共生を図ります。

（環境基本計画の理念より）

### 2. 計画の目標年度

計画の改定にあたり、計画の目標年度を改めて定めることとし、令和18年度を目標年度とします。また、令和13年度を中間目標年度とし、計画の進捗状況の評価を行います。

社会情勢の変化等により途中年度で見直す必要が生じた時にも、計画の見直しを行います。

表4-1 計画目標年度

| 項 目         | 年度      |
|-------------|---------|
| 計画策定年度      | （平成3年度） |
| 計画改定（第1次）年度 | （平成8年度） |
| 計画改定（第2次）年度 | 平成17年度  |
| 計画改定（第3次）年度 | 平成28年度  |
| 計画改定（第4次）年度 | 令和8年度   |
| 計画目標年度      | 令和18年度  |

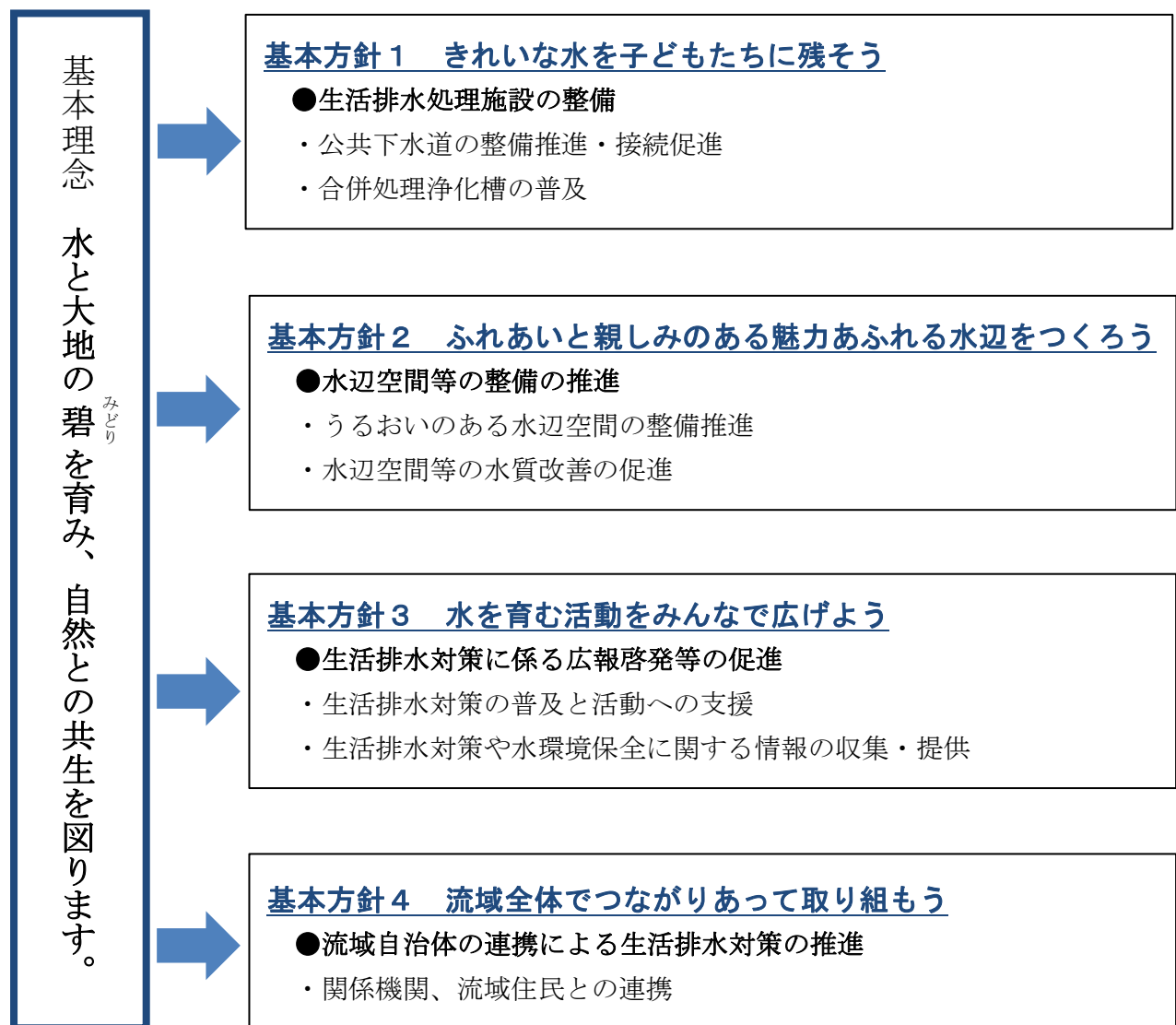
### 3. 計画の目標

目標年度における汚水処理人口普及率と水質について次のように設定します。

|           |         |              |
|-----------|---------|--------------|
| 汚水処理人口普及率 | 市全域     | 100%         |
|           | 油ヶ淵流域   | 100%         |
| 水質        | 市内河川・海域 | 環境基準達成・維持    |
|           | 油ヶ淵     | COD6.0mg/L以下 |

### 4. 施策の体系

計画の理念を実現するための基本方針として、次の4つの方針を設定し、総合的に施策を展開していきます。



## 基本方針1 きれいな水を子どもたちに残そう

油ヶ淵や市内河川等の水環境が、魚が棲め、子どもが遊べる安全で澄んだものであることが市民の願いです。湖沼や河川などの公共用水域にはある程度の自浄作用がありますが、許容量を超える汚濁には対応できず、水環境の再生にも長い時間がかかります。次世代の子どもたちにきれいな水を残すには、日ごろから汚れた水を生活排水処理施設できれいにしてから公共用水域に流し水質を保つことが重要です。

基本方針に基づく取り組み(再掲)

●生活排水処理施設の整備

## 基本方針2 ふれあいと親しみのある魅力あふれる水辺をつくろう

うるおいのある水辺が身近にあることは、川や湖沼、海に対する関心を深め、生活排水対策を行う動機づけにもなります。また、様々な動植物を育む自然豊かな水環境は、子どもたちの遊び場となり、自然に対する感動や自然を慈しむ心といった自然観、環境観を育む体験の機会を創出します。

市民にとってうるおいのある水辺環境を増やしていくことを目指します。

基本方針に基づく取り組み(再掲)

●水辺空間等の整備の推進

## 基本方針3 水を育む活動をみんなで広げよう

恵み豊かな環境を次世代につなげていくことは、私たちすべての願いであり責務でもあります。それには、市民、事業者、市が協力しなければ実現することはできません。水環境だけでなく、広く環境全体にわたって良好な環境づくりを積極的に推進するために、私たち一人ひとりが環境に配慮した行動ができる心を養い、市民、事業者、市が連携し市内河川、油ヶ淵の浄化に貢献するまちづくりを目指します。

基本方針に基づく取り組み(再掲)

●生活排水対策に係る広報啓発等の促進

## 基本方針4 流域全体でつながりあって取り組もう

本市のみの取り組みでは、流域全体の生活排水対策は推進できません。

生活排水対策を推進するためには、流域の住民、事業者、行政の連携を高め、良好な水環境づくりを進める必要があります。

流域の連携により、より効果的な生活排水対策の推進を目指します。

基本方針に基づく取り組み(再掲)

●流域自治体の連携による生活排水対策の推進

## 第5章 きれいな水を子どもたちに残そう

### (生活排水処理施設の整備)

#### 1. 生活排水フローの現状

本市における生活排水処理の現状を図 5-1 に示します。

生活排水のうち、し尿と生活雑排水を合わせて処理している施設としては、集合処理施設として公共下水道があります。また、個別処理施設として家庭や団地等の敷地内に設置する合併処理浄化槽があります。これらの施設で処理している人口は約 9 割であり、残りは生活雑排水を未処理のまま河川等に排出している状況です。

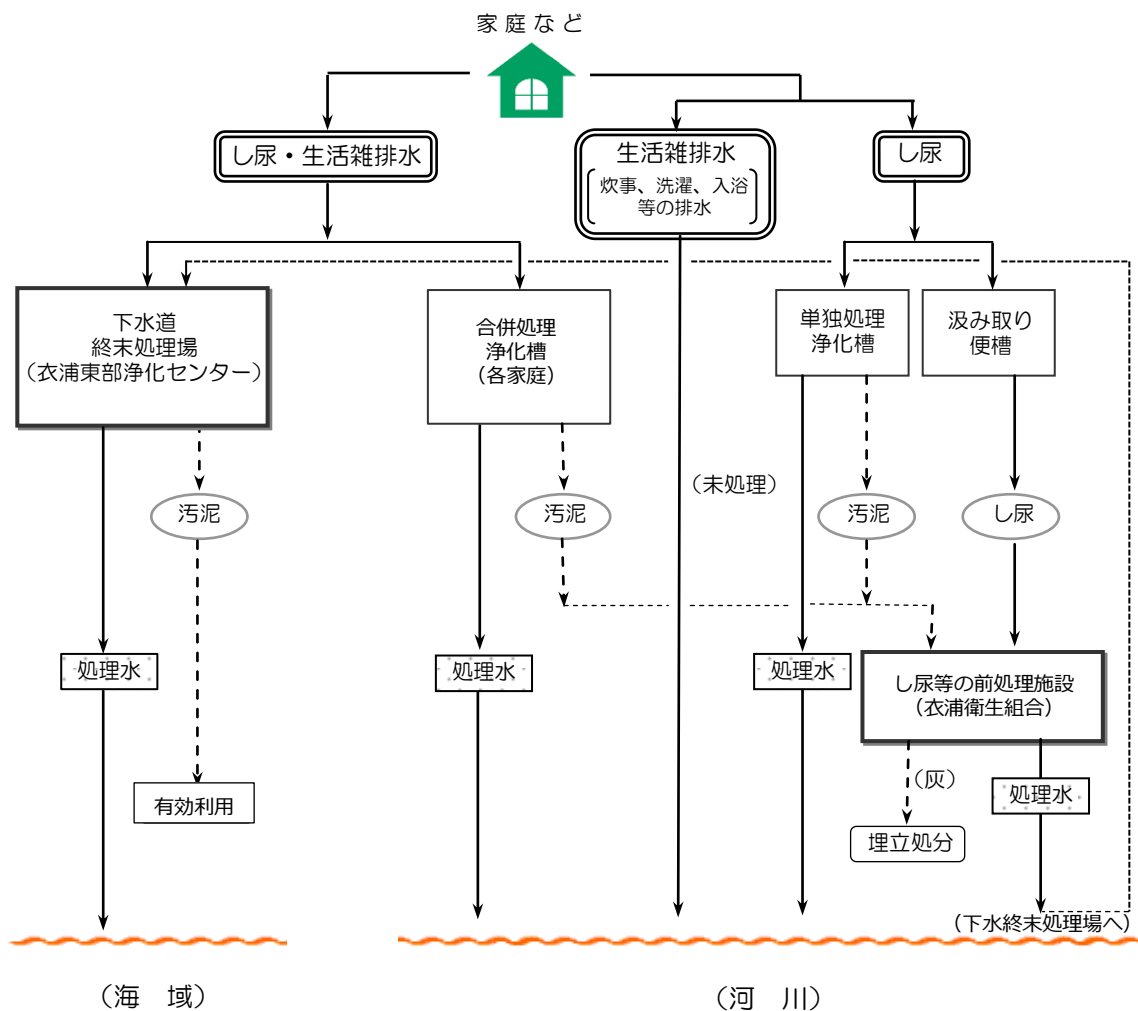


図 5-1 本市各家庭から発生する生活排水の処理フローの現状

## 2. 生活排水処理施設の整備状況

### (1) 公共下水道整備

公共下水道は、公共用水の水質保全、生活環境の保全を目的として、国や県の補助金を受けて市町村が建設する下水道で、主として人口の集中している区域の生活排水処理を行うものです。

本市の下水道事業は、衣浦東部流域下水道関連事業として平成8年度から供用開始し、令和6年度では、流域関連公共下水道の整備面積は1,446.9ha、整備人口は66,935人となっており、令和8年度には市街化区域内の整備が概ね完了します。

表5-1 公共下水道の整備状況

| 項 目           |       | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   |
|---------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 整備面積<br>(ha)  | 市全域   | 1,304.9 | 1,342.2 | 1,376.4 | 1,409.0 | 1,446.9 |
|               | 油ヶ淵流域 | 265.3   | 265.3   | 265.3   | 265.3   | 265.3   |
| 整備人口<br>(人) ※ | 市全域   | 59,659  | 62,575  | 63,906  | 65,435  | 66,935  |
|               | 油ヶ淵流域 | 12,276  | 12,657  | 12,566  | 12,548  | 12,582  |

※ここでの整備人口は供用開始人口

資料：下水道課

### (2) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、かつて家庭に広く普及してきたし尿のみを処理する単独処理浄化槽とは異なり、し尿と生活雑排水を併せて処理することができます。

また、浄化槽を取り巻く環境の変化として、平成13年4月の改正浄化槽法の施行により、浄化槽を設置する場合には合併処理浄化槽の設置が義務付けられました（単独処理浄化槽は設置できなくなりました。）。

本市では、生活排水対策事業の一環として、国・県の補助金を受け、合併処理浄化槽の設置補助事業を実施しています。

表5-2 合併処理浄化槽の整備状況

| 項 目           |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 整備人口<br>(人) ※ | 市全域   | 4,621 | 4,187 | 3,408 | 2,696 | 1,561 |
|               | 油ヶ淵流域 | 723   | 661   | 669   | 665   | 513   |

※ここでの整備人口は供用開始人口

資料：環境課

### 3. 生活排水処理施設の今後の整備計画

#### (1) 公共下水道整備

流域関連公共下水道の整備計画と処理区域内人口の推移を次に示す表のように見込んでいます。また、供用開始区域においては、早期の接続を促進し、下水道の使用により不要となる浄化槽について、雨水貯留槽への転用を促進するため、助成を行います。

表5-3 公共下水道整備計画

| 区 分       |       | 現況<br>(令和6年度) | 中間年度<br>(令和13年度) | 目標年度<br>(令和18年度) |
|-----------|-------|---------------|------------------|------------------|
| 整備面積 (ha) | 市全域   | 1,446.9       | 1,538.8          | 1,538.8          |
|           | 油ヶ淵流域 | 265.3         | 266.4            | 266.4            |
| 整備人口 (人)  | 市全域   | 66,935        | 71,090           | 71,340           |
|           | 油ヶ淵流域 | 12,582        | 13,960           | 14,020           |

※ここでの整備人口は供用開始人口

#### (2) 合併処理浄化槽

整備計画地区としては、人口密度が低く、集合処理が不適当な地域等に対応します。公共下水道との調整を図りながら、以下のとおり合併処理浄化槽の普及・啓発の推進をします。

国、県等の浄化槽に関する方針や支援の動向を踏まえ、公共下水道の整備が見込めない地区については、国・県の補助金制度を積極的に活用し、合併処理浄化槽に対する補助事業を推進します。

あわせて、合併処理浄化槽の必要性和補助制度のPR、能力維持のための浄化槽の適切な維持管理について啓発活動を行います。

表5-4 合併処理浄化槽による生活排水処理計画

| 区 分     |       | 現況<br>(令和6年度) | 中間年度<br>(令和13年度) | 目標年度<br>(令和18年度) |
|---------|-------|---------------|------------------|------------------|
| 整備人口(人) | 市全域   | 1,561         | 440              | 500              |
|         | 油ヶ淵流域 | 513           | 90               | 100              |

## (3) 生活排水処理施設整備計画のまとめ

生活排水処理施設の整備計画に基づく計画目標年次における処理形態別人口の現況と見込みを以下に示します。

これらの生活排水処理施設の整備により、汚水処理人口普及率は、令和6年度末現在で市全域では95.0%、油ヶ淵流域では92.1%となっていますが、令和18年度末には市全域、油ヶ淵流域ともに100%になると見込まれます。

表 5-5 生活排水の処理形態別人口内訳（市全域）

| 区 分           |           | 現況<br>(令和6年度) | 中間年度<br>(令和13年度) | 目標年度<br>(令和18年度) |
|---------------|-----------|---------------|------------------|------------------|
| 処理区域内人口 ※     |           | 72,111        | 72,250           | 71,840           |
| 生活排水整備人口      | 下水道人口     | 66,935        | 71,090           | 71,340           |
|               | 合併処理浄化槽人口 | 1,561         | 440              | 500              |
|               | 計         | 68,496        | 71,530           | 71,840           |
| 生活排水未整備人口     | 単独処理浄化槽人口 | 2,814         | 580              | 0                |
|               | 汲み取り人口    | 801           | 140              | 0                |
|               | 計         | 3,615         | 720              | 0                |
| 汚水処理人口普及率 (%) |           | 95.0%         | 99.0%            | 100%             |

表 5-6 生活排水の処理形態別人口内訳（油ヶ淵流域、本市分）

| 区 分           |           | 現況<br>(令和6年度) | 中間年度<br>(令和13年度) | 目標年度<br>(令和18年度) |
|---------------|-----------|---------------|------------------|------------------|
| 処理区域内人口 ※     |           | 14,216        | 14,190           | 14,120           |
| 生活排水整備人口      | 下水道人口     | 12,582        | 13,960           | 14,020           |
|               | 合併処理浄化槽人口 | 513           | 90               | 100              |
|               | 計         | 13,095        | 14,050           | 14,120           |
| 生活排水未整備人口     | 単独処理浄化槽人口 | 925           | 120              | 0                |
|               | 汲み取り人口    | 196           | 20               | 0                |
|               | 計         | 1,121         | 140              | 0                |
| 汚水処理人口普及率 (%) |           | 92.1%         | 99.0%            | 100%             |

※ ここでいう人口は住民基本台帳人口

## 第6章 ふれあいと親しみのある魅力あふれる水辺をつくろう (水辺空間等の整備の推進)

### 1. 水辺空間等の整備に関する基本方針

生活排水対策は、市民一人ひとりの自主的な取り組みによるところが大きい課題です。この自主的な取り組みを促進するためには、水辺環境が身近な存在であることが望ましいと言えます。よって、市民の水辺環境への関心を高め、水辺環境を愛する心を育てていくことは、生活排水対策への取り組みを促進するという視点からも重要な事業です。最近水に親しむ機会が少なくなり、特に子どもたちは水辺環境から遠ざかっている傾向が見受けられます。

誰もが水と親しみ、水辺環境の持つ清涼感や開かれた空間を体験できるよう、景観上も優れた水辺空間の整備を推進します。そのうち、本市と安城市にまたがる区域において県の事業として進められている油ヶ淵水辺公園（都市公園）の活用を図ります。



出典：愛知県 知立建設事務所 都市施設整備課HP

図 6-1 油ヶ淵水辺公園計画図

## 2. うるおいのある水辺空間の整備の現状と推進

本市では、快適な親水空間の整備に取り組んでいます。しかし、河川整備について自然環境への配慮が十分になされていない箇所もあるため、今後、本市の地域特性にあった自然環境保全を目的として、動植物の生息域の確保や河川浄化機能が働くような多自然川づくりを推進していく必要があります。

また、市民が水と親しみ、くつろぐことのできる親水空間の整備を推進し、うるおいのあるまちづくりを実現する必要があります。

### (1) 市内河川

市内を流れる準用河川においては、治水・利水機能を保ちつつ、河川が本来有している生物の生息環境や多様な景観を保全・創出する多自然川づくりを進めています。また地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しながら、改修及び整備を進めます。

### (2) 油ヶ淵周辺

油ヶ淵周辺地域においては、レクリエーション機能を付加した水辺を整備する計画であるため、「水と緑の拠点」の一部として河川緑化の推進に努めます。

### (3) 今後の計画

本市では、関係機関等と連携して、今後、地域特性にあった自然環境保全を目的として、動植物の生息域の確保や河川浄化機能が働くような多自然川づくりを推進していく必要があります。さらに、市内の水と緑の拠点の一部として、油ヶ淵流域の河川緑化の推進に努めます。

また油ヶ淵では、公園整備事業と同時に、「流域住民に潤いや安らぎの空間を提供し、また、生きものの良好な生息環境の創出」を目指し、高浜川水系油ヶ淵水質浄化促進行動計画2021-2030（油ヶ淵ルネッサンス計画）に基づき、水環境改善対策事業を実施しています。

## 第7章 水を育む活動をみんなで広げよう

### (生活排水対策に係る広報啓発等の促進)

#### 1. 生活排水対策に係る啓発活動等に関する基本方針

生活排水に係る問題を解決していくには、一人ひとりがそれぞれの役割に応じた取り組みを進めることによって、はじめて達成されるものです。このためには、市民、事業者、市がお互いの理解を深めながら、共通の目標に向かって協力して取り組んでいく関係者のパートナーシップを確立するしくみが重要です。

本市では、生活排水対策に係る啓発等について、碧南市環境基本計画に基づき、取組を推進しています。

#### 2. 生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供

##### (1) 現況と課題

本市では、必要な情報の収集・整理、提供・PRとして、それぞれ以下に示す取り組みを行っています。

昨今の市民の環境への意識の高まり、環境問題の複雑化等に伴い、環境情報を迅速かつ的確に把握するとともに、誰もがいつでも利用できるように、整理・備蓄しておくことが必要です。そしてその情報を積極的に提供することが重要となっています。

また、社会・経済のしくみが複雑化し、市民、事業者、市それぞれが単独で取り組んでいてはなかなか効果が得られなくなっており、各主体が協働して生活排水対策や水環境保全に取り組んでいくことが不可欠となっています。

表 7-1 水環境の監視・観測の現況

| 項 目                                 | 内 容                                                                                                                  |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水質調査                                | 生活環境項目として、pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、全リン、全窒素について、市内の9地点(河川6地点、湖沼1地点、海域2地点)で水質調査を年12回行っています。                               |
| 油ヶ淵流域水環境モニタリング<br>(主催:油ヶ淵水質浄化促進協議会) | 行政と市民ボランティアによる油ヶ淵流域のモニタリングを平成17年から実施しています。油ヶ淵流域では55地点(令和8年3月現在)において、透視度、水質簡易測定項目(COD、水温、色相)についての調査を行っています。           |
| 県・関係市との連携                           | 県及び油ヶ淵の流域4市(碧南市、安城市、西尾市、高浜市)で構成される油ヶ淵水質浄化促進協議会にて、水質監視を実施しています。また、県からは必要な事業に応じて資料の提供を受けるとともに、関係市とは定期的な会議で情報交換を行っています。 |

表 7-2 情報の提供・PRの方法

| 項 目       | 内 容                                                                                                                            |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広報・パンフレット | 年 12 回発行の広報紙(広報へきなん)や回覧、パンフレットの配布を通して、生活排水対策に関わる情報提供・PRを行い、情報の共有化を図っています。                                                      |
| ホームページ    | 生活排水対策等の整備状況や水質調査の結果等を「環境の状況に関する報告書」にまとめ、碧南市ホームページに掲載し、情報の提供とともにPRしています。<br>また、モニタリングの概要や各月のデータ等を油ヶ淵水質浄化促進協議会ホームページにて、公表しています。 |

## (2) 今後の計画

生活排水対策に関する必要な情報が適切に収集・整理され、市民、事業者と共有するために、現在の施策を充実させるとともに、高度情報化社会に適応した新しい情報収集や情報提供を推進します。

情報の収集・整理については、今後、油ヶ淵流域水環境モニタリングへの参加を促進します。また、簡易測定資材による全市的、さらに流域市との連携による水質の把握にも努めます。

これまで、生活排水対策に関するアンケートを行い、市民の意向を調査してきましたが、今後も必要に応じて、市民の意識等の調査を行い、施策等に反映させていきます。

水環境保全のネットワークを市内のみならず、県や流域市、さらには同じ課題を持つ全国の市町村や研究機関に広げ、情報交換を積極的に行っていきます。

情報の提供・PRについては、市及び油ヶ淵水質浄化促進協議会の広報紙やホームページ等による情報提供を充実させるとともに、他の市政情報・環境情報も含め、いつでも誰でも簡単に情報を入手したり、学ぶことのできるシステムの構築を推進していきます。



写真 7-1 油ヶ淵流域水環境モニタリングの様子

### 3. 生活排水対策の普及と活動への支援

#### (1) 現況と課題

本市では、生活排水対策の普及・啓発事業として、廃食用油回収、河川環境美化を推進しています。

今日の生活排水の諸問題を解決するためには、市民一人ひとりが環境問題について理解と認識を深め、環境に配慮した生活行動を実践していくことが不可欠であることから、その活動のさらなる普及と支援が必要です。

表 7-3 普及・啓発事業の取り組み

| 項 目                 | 内 容                                                                                      |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 廃食用油回収事業            | ●廃食用油の回収                                                                                 |
| 市民参加による<br>水辺環境美化活動 | ●油ヶ淵浄化デー(内容:清掃活動、実施時期:毎年7月第4日曜日)<br>●「春の一斉清掃」、「秋のクリンピー」(碧南市)と「川と海のクリーン大作戦」(国土交通省)による清掃活動 |
| 啓発イベント等             | ●油ヶ淵水質浄化促進協議会によるイベント(アクション油ヶ淵など)<br>●三河湾浄化の日(内容:啓発活動、実施時期:毎年7月第4水曜日)                     |
| 市民・市協働による<br>環境保全活動 | ●生活排水対策実践活動(クリーン排水推進月間を重点期間とする)<br>・食用油の流出防止<br>・浄化槽の正しい維持管理<br>・周辺側溝、排水路の清掃             |

#### (2) 今後の計画

生活排水対策について、市が何に向かって施策を講じているのか明確にし、それを市民一人ひとりに伝える努力をし、それらを知った市民、事業者が自主的に活動できるような支援を推進します。

活動の普及・支援として、環境ボランティアの育成及び活動の推進、河川美化活動等の住民活動の支援、また世代を問わず不可欠な環境教育・環境学習の推進に努めます。

市から市民、事業者への一方向の支援、施策の伝達ではなく、市民、事業者の活動への参加を促すためのコンセンサスの形成として、生活排水についての現状、市などの方針・施策等の市民・事業者への情報提供、さらに、方針・施策等に対する意見・提案の募集を行うなど、生活排水問題に取り組むための事業や施策への市民意見の反映の仕組みづくりに努めます。

## 第8章 流域全体でつながりあって取り組もう

### (流域全体の生活排水対策の推進)

#### 1. 流域全体の生活排水対策の推進に関する基本方針

生活排水対策の推進を図るには、河川等の持つ自然的な価値を尊重しながら、水系を軸とした流域全体で総合的な取り組みを進めていくことが大切です。

油ヶ淵には本市だけでなく、流域市の雨水や排水が流れ込みます。流域全体の生活排水対策を推進するためには、その流域の自治体の連携が不可欠です。

愛知県と油ヶ淵流域の4市（碧南市、安城市、西尾市、高浜市）で油ヶ淵の水質浄化を目的として平成5年から活動している油ヶ淵水質浄化促進協議会による、効果的な生活排水対策により一層の推進に努めます。

#### 2. 関係機関、流域住民との連携

##### (1) 現況と課題

本市では、地域の水質保全や施設整備について、本市のみではなく、国、県、西三河地域生活排水対策推進連絡会議、油ヶ淵水質浄化促進協議会など各種団体及び関係行政機関と連絡・調整をとり、総合的で広域的な生活排水対策を実施してきました。

流域全体の生活排水対策を推進するため、今後も流域の地域と一体となった水辺づくりの推進等、より積極的に地域との連携を密にした施策の展開が必要となってきます。

##### (2) 今後の計画

県及び流域3市と共同して定期的な油ヶ淵流域の清掃活動を継続していきます。

また、市民ボランティアによる水環境モニタリング調査を行い、その結果を活用して、流域の浄化活動を推進します。

## 第9章 用語説明

### ● 生活排水

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいう。（なお、「生活雑排水」は、生活排水のうち、し尿を除くものをいう。）

### ● 水質汚濁防止法

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域の汚濁の防止を図るなどを目的とした法律。

### ● 下水道

住居環境の改善、浸水の防除のための基幹的施設。また、川、湖、海といった水環境の水質保全のための重要な施設である。

### ● 浄化槽

し尿（水洗トイレの汚水）と、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理する装置であり、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」（生活雑排水は未処理で放流）と、生活雑排水もあわせて処理する「合併処理浄化槽」の2種類がある。浄化槽法の改正等により、単独処理浄化槽の新設は禁止されているため、現在では浄化槽といえば合併処理浄化槽を指すようになってきている。

### ● 全窒素及び全リン

水中の窒素及びリンの濃度が上昇し水域が富栄養化すると、透明度の低下等による景観の悪化、水道水の異臭味や浄化場濾過障害の発生、魚介類のへい死等の障害が起こる。

### ● 大腸菌数

大腸菌そのものは無害で人体内にも大量に存在しているが、糞尿とともに排出されるので、病原菌汚染の間接的指標として重要である。

### ● BOD（生物化学的酸素要求量）[Biochemical Oxygen Demand]

河川などに放流された排水中の有機物は、水中の微生物により酸化分解され、炭酸ガス、水、アンモニア等になり、その際、必要とする酸素量のことをいう。数値が、大きければ大きいほど、水質汚濁が著しいことを示す。

### ● COD（化学的酸素要求量）[Chemical Oxygen Demand]

水中の被酸化物質を酸化剤によって化学的に酸化した際に消費される酸素量で、主に、湖沼や海域の汚濁を測る代表的な指標である。数値が、大きければ大きいほど、水質汚濁が著しいことを示す。

- D I D（人口集中地区） [Densely Inhabited Districts]

市町村の境界内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が 4,000 人/km<sup>2</sup> 以上）が隣接しており、それらの地域の人口が、国勢調査時に 5,000 人以上を有すること。

- D O（溶存酸素量） [Dissolved Oxygen]

水中に溶解している酸素量で、溶存酸素は、水中の魚介類や好気性微生物などの呼吸に使われるので、欠乏すると魚介類のへい死や水の腐敗などが起こる。

- p H（水素イオン濃度）

水の酸性、アルカリ性の程度を示すもので、中性が 7 であり、それより小さい値になると酸性が強まり、大きい値になればアルカリ性が強まる。日本の河川では通常 7 前後で、6.5～8.5 の範囲から出ると河川の生産性が低下し、水質にも悪影響をもたらす。

- S S（浮遊物質） [Suspended Solid]

浮遊物質とは水中に浮遊している粒径 2mm 以下の物質（砂粒、プランクトンなど）で、指定のろ過材でろ過、乾燥させてその重量を測り水中の濃度で表す。

- 75%水質値

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ 0.75×n 番目 [n は日間平均値のデータ数] のデータ値 (0.75×n の値が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる)。

- 氾濫原

河川の堆積作用で生じた平地であり、河川の流水が、洪水時に河道から氾濫する範囲にある平野部分をいう。

- 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びそれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているものを除く。）をいう。

- 栄養塩類

植物プランクトンや藻類の栄養となる水中に溶けた物質の総称として、栄養塩または栄養塩類という。

## 第10章 関連計画等

### 1. 第6次碧南市総合計画

第6次碧南市総合計画は、「新たな力とともに創る 笑顔と元気のみなとまち へきなん」をキャッチフレーズに、令和12年度を目標年次として、令和3年度に策定されました。

生活排水対策関連のものとしては、以下の方針が掲げられています。

#### (1) 環境・ごみ・エネルギー

##### ①市民生活と自然の調和した環境づくり

環境基準に適合していない油ヶ淵の水質完全に向け、関係団体、機関と連携しソフト、ハード両面からの施策の推進を図る体制を強化します。

##### ②ごみの減量化の推進

市民、地域及び事業者との連携を強化し、廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止及び環境美化対策を進めます。

#### (2) 上下水道・治水

##### ①水質向上に向けた下水道の推進

生活排水等汚水の適正処理の早期実現に向けて、公共下水道の整備を促進し、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図ります。

#### (3) 公園・緑地

##### ①緑や自然の保全

豊かな自然を守り、良好な生活環境を維持するために、矢作川、油ヶ淵、衣浦港や農地などの自然の緑と生産緑地地区、社寺林、公園、街路樹などの都市の緑は、まちづくりに資する緑として保全と整備を推進します。

##### ②水や緑とふれあえる場の創出

西三河地域で唯一の県営公園である油ヶ淵水辺公園や衣浦港が眺望できる碧南緑地などは、水とふれあえる貴重な空間として、県との連携を強化し事業の推進を図ります。

## 2. 第3次碧南市環境基本計画

碧南市環境基本計画は、「すべての者がパートナーシップの下に協働して、良好な環境の保全、回復及び創造を推進し、自然と生き物が共生できる環境にやさしいまち」を目指すべき環境の将来像として、第6次碧南市総合計画の環境面を補完しつつ、碧南市環境基本条例に基づく、環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されました。

### (1) 環境基本計画の理念

- ①水と大地の碧（みどり）を育み、自然との共生を図ります。
- ②歴史や地域文化を大切にし、より豊かな生活を目指します。
- ③将来の世代と共有できる良好な環境を創ります。
- ④限りある資源とエネルギーの循環的な有効利用を図ります。
- ⑤地球環境を見据えて、広域的な協働活動を推進します。
- ⑥市民・事業者・行政が良好なパートナーシップのもとに実行します。

### (2) 基本目標及び基本施策

生活排水及び油ヶ淵の水質浄化に関する基本目標や目標に関する基本施策について、下記のとおり定めています。

#### 【基本目標1 自然環境の保全】

自然と市民が豊かなふれあいのある共生のあるまちづくりを目指します。

#### 【基本施策1—(1) 水辺環境の保全と創造】

- ①生物多様性に配慮した水辺等の再生・修復・保全
- ②油ヶ淵の環境の保全
- ③自然とふれあう機会の創出

#### 【基本目標2 まちづくり】

市民が環境に配慮し、健康で安心な活気ある生活を送れるまちづくりを目指します。

#### 【基本施策2—(1) 公害防止対策の充実】

- ①生活排水対策の推進

### (3) リーディングプロジェクト

目指すべき環境の将来像の実現に向けた、市民、事業者、行政によるパートナーシップで実施する具体的な環境行動として定めています。生活排水や油ヶ淵の浄化に関する項目については下記のとおりです。

- ①水路・河川浄化プロジェクト  
水質の汚濁が進行している水路・河川の浄化を図る。
- ②よみがえれ油ヶ淵プロジェクト  
緑地の少ない碧南に清らかな水と緑に囲まれた空間をつくる。

### 3. 碧南市都市計画マスタープラン

碧南市都市計画マスタープランは、「水と緑に恵まれ、暮らしと産業が調和した活力ある港湾都市・碧南」を将来都市像に掲げ、令和12年度を目標年次として、令和元年度に策定され、令和6年度に見直しがされました。生活排水関連のものとしては、以下の方針が定められています。

#### (1) 公園・緑地の整備方針

- ・県営油ヶ淵水辺公園は、自然とのふれあいの場、憩いの場、市民との協働の場となる広域公園として、愛知県と連携して整備を推進します。

#### (2) 河川の整備方針

- ・油ヶ淵を始め河川の水質改善に向けて、下水道整備を促進する等、関係機関と連携した取組を推進します。

#### (3) 上・下水道の整備方針

- ・生活排水等汚水の適正処理の早期実現に向けて、公共下水道等の汚水排水施設の整備を促進し、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図ります。

#### (4) 自然環境の保全及び都市環境の形成の方針

- ・水辺環境に配慮した親水空間の整備を図ります。
- ・生活排水等の適正処理により、海、河川の公共用水域の水質保全を図ります。

#### (5) 都市景観の形成の方針

- ・市民と水辺環境を保全することにより、生態系に配慮した親水施設を整備し、水辺景観の向上を推進します。

#### 4. 高浜川水系油ヶ淵水質浄化促進行動計画 2021-2030(油ヶ淵ルネッサンス計画)

油ヶ淵は県内唯一の天然湖沼ですが、汚濁負荷の流入等により、環境基準を大幅に越える水質汚濁が続いています。この対策として、愛知県と流域4市（碧南市、安城市、西尾市、高浜市）では、油ヶ淵水質浄化促進協議会を設立し、平成6年度から平成12年度に「水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」の取組として、ヘドロの浚渫や下水道整備を実施することで油ヶ淵の水環境改善に取り組んできました。さらなる水環境改善を図るために、平成16年には「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定し、また、令和3年度には「油ヶ淵水質浄化促進行動計画 2021-2030（油ヶ淵ルネッサンス計画）」を策定し、引き続き、目標水質や環境基準の達成に向け、行政・市民が一体となって取り組んでいます。

##### (1) 目標年度

令和12年度（2030年度）

##### (2) 目標水質

| 指標     | 項目     | 本計画（2030年度）                             | 長期目標                        |
|--------|--------|-----------------------------------------|-----------------------------|
|        |        | 目標水質                                    | 目標水質                        |
| 総合指標   | COD    | COD75%値 6mg/L 以下                        | COD75%値 5mg/L 以下            |
| 生息改善指標 | DO     | 底層 DO3mg/L 以上<br>年間達成率 91%以上(11 回/12 回) | 底層 DO3mg/L 以上<br>年間達成率 100% |
| 親水性指標  | にごり透視度 | 透視度 30cm 以上<br>年間達成率 50%以上(12 回/24 回)   | 透視度 30cm 以上<br>年間達成率 100%   |

##### (3) 目標水質を達成するための施策の内容



## 5. 碧南市污水適正処理構想（令和4年2月：碧南市）

平成8年度に、下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等といった污水处理施設について、それらの特性、経済性等を総合的に勘案し、今後の污水处理施設整備の方針となる「碧南市污水適正処理構想」を策定しました。

その後、社会状況及び地域状況等の変化を踏まえ、平成15年度、平成23年度、平成28年度に見直しを行い、新たに令和3年度に見直しを行いました。

なお本市においては、毎年整備を進め下水道の使える区域の拡大を図っております。

### （1）整備目標

今後も継続して「流域関連公共下水道」及び「合併処理浄化槽」による整備を進めます。この構想の中では、将来における各処理施設別の整備人口の構成比等を表10-1のとおり定めています。

表 10-1 下水道等整備状況の推移目標

| 区 分       |             | 現況基準年度       |             | 中間目標年度       |             | 最終像          |             |
|-----------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|
|           |             | 令和2年度末       |             | 令和8年度末       |             |              |             |
|           |             | 整備面積<br>(ha) | 整備人口<br>(人) | 整備面積<br>(ha) | 整備人口<br>(人) | 整備面積<br>(ha) | 整備人口<br>(人) |
| 集合処理区域    | 流域関連公共下水道事業 | 1,304.9      | 59,659      | 1,514.9      | 68,243      | 1,597.4      | 68,355      |
|           | 浄化槽（個人設置）   | —            | 4,601       | —            | 301         | —            | —           |
|           | 小 計         | 1,304.9      | 64,260      | 1,514.9      | 68,544      | 1,597.4      | 68,355      |
| 個別処理区域    | 浄化槽（個人設置）   | —            | 20          | —            | 30          | 1,988.6      | 545         |
|           | 小 計         | —            | 20          | —            | 30          | 1,988.6      | 545         |
| 未 整 備     | 集合処理区域内     | (292.5)      | (7,905)     | (82.5)       | (903)       | —            | —           |
|           | 個別処理区域内     | —            | (580)       | —            | (523)       | —            | —           |
|           | 小計          | —            | (8,485)     | —            | (1,426)     | —            | —           |
| 行政区域      |             | —            | 72,795      | —            | 70,000      | 3,586.0      | 68,900      |
| 污水处理人口普及率 |             | 88.3%        |             | 98.0%        |             | 100.0%       |             |

※ここでの整備人口は供用開始人口

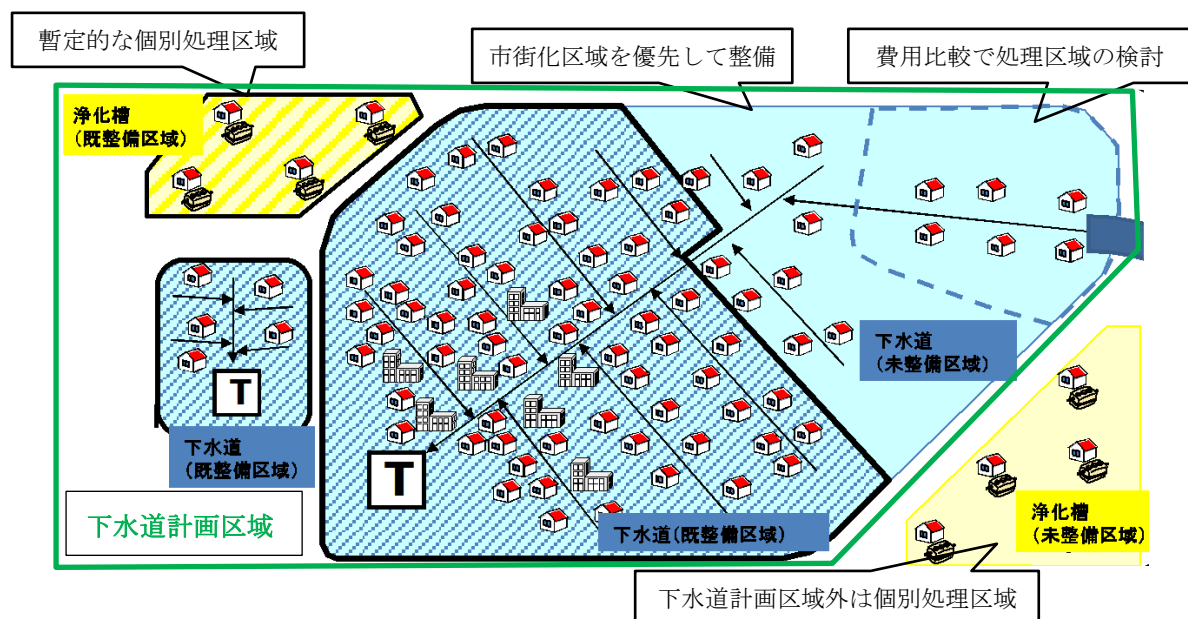


図 10-1 下水道区域見直しイメージ図

## 6. 全県域污水適正処理構想（令和5年3月：愛知県）

平成8年度に、県と市町村が協力し全県域にわたって下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等といった污水处理施設について、それらの特性、経済性等を総合的に勘案し、今後の污水处理施設整備の方針となる「全県域污水適正処理構想」を策定しました。

その後、社会状況及び地域状況等の変化を踏まえ、平成15年度、平成23年度、平成28年度に見直しを行い、新たに令和4年度に見直しを行いました。

### （1）アクションプランと污水处理の構成比率

この構想の中では、市町村の計画を基に県内全域について将来における各処理施設別の整備人口の構成比及び市町村数を表10-2に示すとおり定めています。

表10-2 下水道等整備状況の推移予測

| 項目          | 令和3年度末    |       | 見直し後      |       |           |        |               | 見直し前      |        |
|-------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|--------|---------------|-----------|--------|
|             |           |       | 令和8年度末    |       | 整備完了時     |        |               | 整備完了時     |        |
|             | 污水处理人口(人) | 割合(%) | 污水处理人口(人) | 割合(%) | 污水处理人口(人) | 割合(%)A | 見直し前との差A-B(%) | 污水处理人口(人) | 割合(%)B |
| 下水道         | 6,054,352 | 80.6  | 6,288,967 | 84.4  | 6,704,441 | 90.5   | -2.1          | 6,814,440 | 92.6   |
| 農業・漁業集落排水施設 | 136,501   | 1.8   | 126,809   | 1.7   | 107,957   | 1.5    | -0.5          | 148,479   | 2.0    |
| コミュニティ・プラント | 9,690     | 0.1   | 7,819     | 0.1   | 2,232     | 0.0    | -0.1          | 7,874     | 0.1    |
| 合併処理浄化槽     | 737,151   | 9.8   | 672,248   | 9.0   | 597,514   | 8.1    | 2.9           | 384,748   | 5.2    |
| 合計          | 6,937,694 | 92.3  | 7,095,843 | 95.2  | 7,412,144 | 100.0  |               | 7,355,541 | 100.0  |
| 未普及         | 577,313   | 7.7   | 359,065   | 4.8   | 0         | 0.0    |               | 0         | 0.0    |
| 行政人口        | 7,515,007 | 100.0 | 7,454,908 | 100.0 | 7,412,144 | 100.0  |               | 7,355,541 | 100.0  |

※污水处理人口普及率については、小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%にならない場合がある

### （2）アクションプランに基づく整備推進

令和8年度末の県全体での污水处理人口普及率95%以上を達成するためのアクションプランに基づき、計画的かつ効率的に整備を進める。また、整備を進めるにあたっての配慮すべき事項を実行メニューとして、以下に示す。

#### 【推進する取り組み】

- ・下水道整備の年間整備量の増加を検討・実施を図る。
- ・下水道整備の低コスト手法の採用や設計・施工一括発注方式の導入を検討・実施を図る。
- ・浄化槽設置費補助事業の新設・拡充を検討・実施を図る。
- ・浄化槽処理促進区域の指定及び公共浄化槽の導入を検討・実施を図る。

## 7. 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年：愛知県）

県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」が平成15年10月に施行され、同条例第83条第2項の規定に基づき、「生活排水対策に関する基本方針」が策定されました。

以下に、「県民の生活環境の保全等に関する条例」の生活排水対策に関わる部分を抜粋したものと、「生活排水対策に関する基本方針」の概要を示します。

### ＜県民の生活環境の保全等に関する条例（第三章 第三節 生活排水対策 抜粋）＞

第三章 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置

#### 第三節 生活排水対策

（生活排水対策に関する施策の実施等）

第八十三条 県は、生活排水対策（生活排水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第九項に規定する生活排水をいう。以下同じ。）の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策をいう。以下同じ。）に係る広域にわたる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 知事は、生活排水対策に関する基本方針を策定するものとする。

3 前項の基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項
- 二 市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項
- 三 その他生活排水対策に関し必要な事項

4 知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（生活排水を排出する者の責務等）

第八十四条 生活排水を排出する者は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用その他の生活排水対策を自主的に行うとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減を図るため、公共用水域の水質の保全に配慮した製品の開発及び製造その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（生活排水の適正な処理）

第八十五条 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道（同号イに該当するものに限る。）が整備されている区域及び同法第四条第一項の事業計画において定められた同法第五条第一項第五号に規定する予定処理区域以外の区域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）を設置し、又は生活排水の排水管を集合処理施設（農業集落排水施設その他の生活排水を集合処理する施設をいう。）に接続することにより、生活排水を適正に処理するよう努めなければならない。

（市町村に対する支援）

第八十六条 県は、市町村に対し、合併処理浄化槽の設置その他の生活排水対策を推進するために必要な技術的支援その他の支援を行うよう努めるものとする。

## 《「生活排水対策に関する基本方針」の概要》

### 1 生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項

生活排水対策についての啓発を行うに当たっては、県民及び事業者が各々の役割を果たすため、多様な啓発事業により意識の高揚及び効果的な実践活動を促進する。

- (1) 県民運動の推進
- (2) 県民に対する啓発
- (3) 事業者に対する啓発
- (4) 生活排水対策関係法令の周知

### 2 市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項

生活排水対策は、上流・中流・下流域の市町村が連携して施策を行うことが重要である。このため、県は市町村が実施する生活排水対策のための施策の総合調整を行う。

また、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁を防止するために、生活排水対策の実施を推進することが特に必要である地域について、水質汚濁防止法に基づき「生活排水対策重点地域」の指定を行う。

- (1) 生活排水処理施設の整備の促進
- (2) 市町村における生活排水処理施設整備に関する協力・支援
- (3) 生活排水対策重点地域を有する市町村間における調整及び協力・支援
- (4) 市町村に対する技術的支援及びその他の支援

### 3 その他生活排水対策に関し必要な事項

- (1) 生活排水対策関係団体との連携
- (2) 生活排水対策に関する情報の収集及び提供
- (3) 生活排水対策に関する調査・研究及び処理技術の開発

## 8. 油ヶ淵水質浄化促進協議会設置要綱

### (目 的)

第1 油ヶ淵の水質浄化を図るため、油ヶ淵水質浄化促進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (事 業)

第2 協議会は、第1の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 水質保全対策の推進に関すること。
- (2) 水質保全のための啓発及び実践活動に関すること。
- (3) 水質浄化促進行動計画の策定・実施及び効果の評価に関すること。
- (4) 水質保全のうちにごり改善対策に関すること。
- (5) 水質保全のための調査、研究に関すること。
- (6) 水質保全に必要な情報交換に関すること。
- (7) その他水質保全に必要と認められること。

### (構 成)

第3 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 愛知県知事
- (2) 碧南市長
- (3) 安城市長
- (4) 西尾市長
- (5) 高浜市長

### (役 員)

第4 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 1名

2 会長は、愛知県知事をもってあてる。

3 副会長及び監事は構成員の互選により定め、その任期は1年とする。

### (役員の仕事)

第5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

### (会 議)

第6 協議会は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 協議会には、議長が必要と認めた者を出席させることができる。

(幹事会)

第7 協議会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、会長が召集し、別表2に定める者が議長となる。

4 幹事会には、議長が必要と認めた者を出席させることができる。

(幹事会の所掌)

第8 幹事会は、協議会の委任を受けた事項について企画立案及び決定を行う。

(作業部会)

第9 幹事会は、企画立案に必要な調査研究を行うため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(事務局)

第10 協議会の事務を処理するため、別表3のとおり事務局を置く。

(委員会等)

第11 協議会は、事業の実施に必要な場合に有識者等から意見を求めることができる。

(コンソーシアム等)

第12 協議会は、事業の実施に必要な場合に任意の事業体を設置することができる。

(経 費)

第13 協議会の経費は、愛知県、碧南市、安城市、西尾市及び高浜市の負担金並びにその他の収入をもって充てる。

(雑 則)

第14 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第7の2関係）

|     |                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------|
| 愛知県 | 環境局長 農林水産局長 農林基盤局長 建設局長<br>西三河県民事務所長 西三河農林水産事務所長<br>西三河建設事務所長 知立建設事務所長 |
| 碧南市 | 経済環境部長 建設部長 開発水道部長                                                     |
| 安城市 | 産業部長 環境部長 建設部長 上下水道部長                                                  |
| 西尾市 | 産業部長 環境部長 上下水道部長                                                       |
| 高浜市 | 市民部長 都市政策部長                                                            |

別表2（第7の3関係）

| 事業                            | 議長      |
|-------------------------------|---------|
| 要綱第2に掲げる事業のうち、(3)以外に関する事項について | 愛知県環境局長 |
| 要綱第2に掲げる事業のうち、(3)に関する事項について   | 愛知県建設局長 |

別表3（第10関係）

| 所掌事務                               | 事務局                                                     |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 要綱第2に掲げる事業のうち、(3)及び(4)以外に関する事項について | 愛知県環境局環境政策部<br>水大気環境課                                   |
| 要綱第2に掲げる事業のうち、(3)に関する事項について        | 愛知県建設局<br>上下水道課及び河川課                                    |
| 要綱第2に掲げる事業のうち、(4)に関する事項について        | 愛知県<br>環境局環境政策部水大気環境課、<br>農林水産局農政部農業経営課<br>及び<br>建設局河川課 |